

広島県告示第六百三十五号

平成八年広島県告示第三百八十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく年金たる補償に係る補償基礎額及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和元年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	円四、九〇〇	円一三、二八	二十歳未満	円四、七四八	円一三、二八
二十歳以上二十歳未満	円五、四八四	円一三、二八	二十歳以上二十歳未満	円五、三七七	円一三、二八
二十五歳以上三十歳未満	円六、〇一〇	円一四、二四	二十五歳以上三十歳未満	円五、九六七	円一四、二五
三十歳以上三十五歳未満	円六、三八九	円一七、二八	三十歳以上三十五歳未満	円六、三〇四	円一七、三五
三十五歳以上四十歳未満	円六、七六〇	円一九、〇五	三十五歳以上四十歳未満	円六、六七三	円一九、二八
四十歳以上四十五歳未満	円七、〇四二	円二一、三九	四十歳以上四十五歳未満	円六、九二六	円二一、三九
四十五歳以上五十歳未満	円七、〇八六	円二三、三〇	四十五歳以上五十歳未満	円七、〇二〇	円二三、九〇
五十歳以上五十五歳未満	円六、九一三	円二五、二三	五十歳以上五十五歳未満	円六、八一二	円二五、二五
五十五歳以上六十歳未満	円六、四二四	円二四、七九	五十五歳以上六十歳未満	円六、三三三	円二四、八五
六十歳以上六十五歳未満	円五、二二二	円一九、七六	六十歳以上六十五歳未満	円五、一四二	円一九、七二
六十五歳以上七十歳未満	円三、九六〇	円一四、九九	六十五歳以上七十歳未満	円三、九四〇	円一五、二九
七十歳以上	円三、九六〇	円一三、二八	七十歳以上	円三、九四〇	円一三、二八

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について

適用し、同日前の期間に係る年金たる補償の補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。